

令和 3 年 2 月 15 日
不動産・建設経済局参事官

現行の賃貸住宅管理業登録制度（大臣告示）の廃止について

～告示制度の新規登録申請の受付停止と告示制度登録業者への特例措置～

令和 3 年 2 月 15 日に「現行の大臣告示に基づく賃貸住宅管理業登録制度（以下、「告示制度」という。）」を廃止する告示が公布され、「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（以下、「新法」という。）」の施行日（6 月中旬予定）をもって廃止されます。この中で、国土交通省における新法に基づく登録受付体制へのスムーズな移行のため、告示制度に基づく新規登録申請の受付を 3 月 1 日から停止します。また、告示制度に登録している事業者が新法に基づく登録を受けるにあたっての特例措置を設けます。

本年 6 月施行予定の新法（賃貸住宅管理業登録制度関係）の施行後は、賃貸住宅管理業者ができる限りスムーズに新法に基づく登録申請に着手することを可能とし、業務の継続性に支障をきたさない環境を整えることが重要であり、新法施行に向け、電子申請受付システムの整備・運用など国土交通省地方整備局における新法に基づく登録受付体制の整備に、一定の準備期間が必要となります。

そのため、法施行の 3 か月前（令和 3 年 3 月）までに、国土交通省において、公示制度に基づく新規登録業務を全て完了し、新法に基づく登録受付の準備体制に移行しておく必要があることから、告示制度の新規登録申請の受付を 3 月 1 日から停止します。

また、告示制度に基づく登録事業者の適正な運用を行ってきた実績等に配慮し、新法に基づく登録を受けるにあたっての特例措置を設けます。

●告示制度に基づく新規登録申請の受付停止

本年 6 月施行予定の新法に基づく登録受付について、法施行の 3 か月前（令和 3 年 3 月）までには、国土交通省において、現行の大臣告示に基づく登録制度の新規登録業務を全て完了し、新法に基づく登録受付の準備体制に移行しておく必要があるため、令和 3 年 3 月 1 日をもって、告示制度に基づく新規登録申請の受付を停止します。

※告示制度の登録事業者の登録内容の「変更、更新」等については、本年 6 月施行予定の法施行日まで従前通り取扱うこととします。

●大臣告示に基づく登録事業者が新法に基づく登録を受けるにあたっての特例措置

- ・新法に基づく登録に際し、一定期間、現行の大臣告示制度に基づき適正な運用を行ってきた実績等を有する事業者に配慮することとし、事業者登録番号における更新回数を+1して登録を行うこととします。
- ・上記の特例措置の対象事業者は、新法成立（令和 2 年 6 月）までに大臣告示に基づく登録を受けた事業者とします。

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 参事官付 課長補佐 石原(内線 25131) 係長 久保田(内線 25133)
(電話)03-5253-8111【代表】03-5253-8288【直通】(ファックス)03-5253-1557

○国土交通省告示第八十一号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）の一部の施行に伴い、賃貸住宅管理業者登録規程等を廃止する告示を次のように定める。

令和三年三月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

賃貸住宅管理業者登録規程等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年九月三十日国土交通省告示第九百九十八号）
- 二 賃貸住宅管理業務処理準則（平成二十三年九月三十日国土交通省告示第九百九十九号）

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和三年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 本則第一号による廃止前の賃貸住宅管理業者登録規程の規定及び第二号による廃止前の賃貸住宅管理業務処理準則の規定は、この告示の施行の際現に賃貸住宅管理業者登録規程第三条第一項の登録を受けている者又は登録の申請をしている者については、賃貸住宅の管理業務等の適正化に

関する法律（令和二年法律第六十号）附則第一条本文の政令で定める日まで、なおその効力を有する。